

## 「沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱」の改正について

### 1 改正の必要性

「沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱（以下「要綱」という。）」第3条ただし書において、会長が必要と認めたときは、委員の代理出席が認められる旨、規定されている。

しかし、附属機関の委員は、地方自治法及び地方公務員法に定める特別職の非常勤職員であり、委員その他の構成員として、地方公共団体の長（知事）から任命又は委嘱された者に限られるものである。

したがって、附属機関の構成員でない者が、その構成員に代わって代理出席を認める規定を置くことは適当でないため、改正する必要がある。

### 2 改正案の概要

要綱第3条ただし書「ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。」を削る。

### 3 根拠法令

- 地方自治法第202条の3第2項
- 地方公務員法第3条第3項第2号
- 地方公務員法第6条

### 4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料（地方財務実務提要）

「沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱」新旧対照表

改正案	現行
<p>(委員欠席の取扱)</p> <p>第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。</p> <p>2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書でもって意見を述べることができる。</p>	<p>(委員欠席の取扱)</p> <p>第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。ただし、<u>会長が必要と認めたとときは、この限りではない。</u></p> <p>2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書でもって意見を述べることができる。</p>

## ○地方自治法

---

### 第七款 附属機関

#### 〔職務・組織〕

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

## ○地方公務員法

---

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

三 附属機関の構成員

附属機関の委員の代理出席と費用弁償

四 次の条例の規定に基づき、市長は附属機関である住居表示審議会の委員として、「関係行政機関及び関係団体の職員」のうち、郵便局長、警察署長、商工会議所専務理事に委嘱している。これらのあて職の委員が欠席し、その代理人が審議会に出席した場合、報酬及び費用弁償を支給することができるか。

〇市住居表示審議会条例（抄）

（委員）

第〇条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- 一 市議会議員
- 二 関係行政機関及び関係団体の職員
- 三 学識経験者
- 四 市職員

五 地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関としてその担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関を置くことができます（自治法第一三八条の四第三項、第二〇二条第一項）。附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤であり（自治法第二〇二条の三第二項）、この者には報酬が支給され、また、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができます（自治法第二〇三条の二第一項、第三項）。

〇〔財務四五〇〕二

〇〔財務四五〇〕二

附属機関の構成員は、当該附属機関の設置目的に照らし、経歴、識見等から判断して、最もそれに合致する人物が任命又は委嘱されるものです。附属機関の構成員の地位を占める者は、委員その他の構成員として任命又は委嘱された者に限られます。したがって、附属機関の構成員でない第三者が、その構成員に代わって代理出席することは認められません。また、附属機関の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償が、構成員以外の第三者に支給されることはありません。ご質問は、この点について誤解されているのではないかと思います。

なお、特定の事項について、関係行政機関及び関係団体の代表者が集まって、情報交換・連絡調整等のため会議を開催することがありますが、このような附属機関でない単なる会議であれば、代表者の代理出席も認められるものと考えます。